

出場選手を対象としたPCR検査の実施について

1 検査種別及び対象者

本大会は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について（通知）」（全柔連発第 22-0081 号 2022 年 5 月 11 日付け）により行い、出場する全選手を対象にPCR検査(以降、検査という。)を義務付けます。

・「柔道練習・試合再開の指針（V6）2022.05.11」 <https://www.judo.or.jp/news/503/>

※【別添】柔道練習・試合再開の指針(V6) 4. 試合上の留意点（抜粋）参照

なお、検査は個別方式により行うものとし、プール方式による検査や他の方法によるもの(抗原及び抗体検査など)は、認めません。

2 検査の流れ

(1) 検査の方法

最寄りの検査機関又は市販されている検査キットにより行ってください。

(2) 検査の期間

選手は、大会5日前(7月13日(水))から大会前日(7月17日(日))までの間に採取した唾液などの検体を検査機関に提出し、検査時点での感染の有無を確認してください。

(3) 検査結果の報告

ア 報告要領

検査機関による結果メールを大会申込先(事務局)宛てに転送する他、検査結果を証明する資料を提出するなどにより、出場選手を特定できる検査結果を報告してください。

なお、検査結果証明や診断書は、別途発行費用が掛かるため、上記のとおりメールによる報告を推奨します。

イ 報告期限

原則、大会前日(7月17日(日))まで(3)アにより報告するものとし、やむを得ず遅延の場合は、大会申込先(事務局)に連絡の上、大会当日の会場入りまでに報告してください。

(4) 検査費用

出場選手負担とします。

3 検査結果が「陰性」又は「ウイルスを検出せず」(同意味の文言可)でない場合の措置

陽性、ウイルスを検出、リスクが高い、未受験、判定保留のほか、「ウイルスを検出せず」と異なる「リスクが低い」といった文言の検査結果では、大会参加を認めません。

4 検査後の行動制限

選手は、検査後の感染を防止するため、自己の検体を検査機関に提出してから(結果判明前の期間を含む)大会参加までの間は、自宅、勤務先、就学先、大会出場のため必要な外泊及び所属先の練習場所への移動など必要なものを除き、不要不急の外出や会食などを慎むこと。

5 検査機関の紹介

大会に出場又は出場を検討する選手及び所属に対して、検査基準を満たす県内で受検可能な検査場や郵送検査機関を紹介いたします。

希望する方は、大会要項記載の大会申込先(事務局)にご相談ください。